

I 第3次藤沢市食育推進計画の 策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 推進体制
- 5 進捗管理



ふじさわバランストリオ

1 計画策定の趣旨

本市では、食育基本法に基づき、平成21年3月に「藤沢市食育推進計画」、平成26年3月に「第2次藤沢市食育推進計画」を策定し、家庭、地域、学校、企業、行政等、様々な関係機関が役割を分担し、連携しながら食育の推進に取り組んできました。

その結果、主食・主菜・副菜のそろった食事を食べている市民の割合や、よく噛んで味わって食べる市民の割合の増加、食育の推進に関わるボランティア数の増加、保育園や学校における地場産物利用の増加、学校給食の残食率の減少等、家庭や学校、保育所等において、食育は着実に推進されてきました。

一方で、若い世代の朝食欠食率の高さや野菜摂取量の少なさ、働き盛り世代の生活習慣病予防等の課題がまだ残されています。

また、ライフスタイルの多様化等により、日本の伝統的な食文化が失われつつあることや、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの問題、高齢者の低栄養対策等、食をめぐる様々な課題もあります。

さらに、少子高齢化が進む中、世帯構造や社会環境、経済状況の変化により、家庭や個人の努力のみでは健全な食生活の実践が困難な状況も見受けられ、多様な暮らしに対応した食育の推進が求められています。

これまでの進捗状況や国及び神奈川県の動向、本市の特徴を十分に踏まえ、地域や関係団体が連携・協働を図ることで食育運動がより一層発展し、子どもや高齢者を含む全ての市民一人ひとりが自ら食育に取り組んでいけるよう、「第3次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）」（以下「本計画」）を策定しました。

なお、食育の推進にあたっては、SDGs（※）の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

食育とは

- ・ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

（「食育基本法」前文より）

国及び神奈川県の変向

国では、平成 17 年に制定された「食育基本法」に基づき、同 18 年に「食育推進基本計画」が策定され、平成 28 年 3 月には、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 3 次食育推進基本計画」が策定されました。

また、神奈川県では、未病を改善するための重要な柱である「食」について、県民一人ひとりが理解を深め、自ら健全な食生活を実践することで、誰もが元気に笑顔で長生きできる神奈川をめざし、平成 30 年 3 月に「第 3 次神奈川県食育推進計画（食みらい かながわプラン 2018）」が策定されました。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）とは

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、発展途上国・先進国の別なく、すべての国が取り組む普遍的なものと定められています。

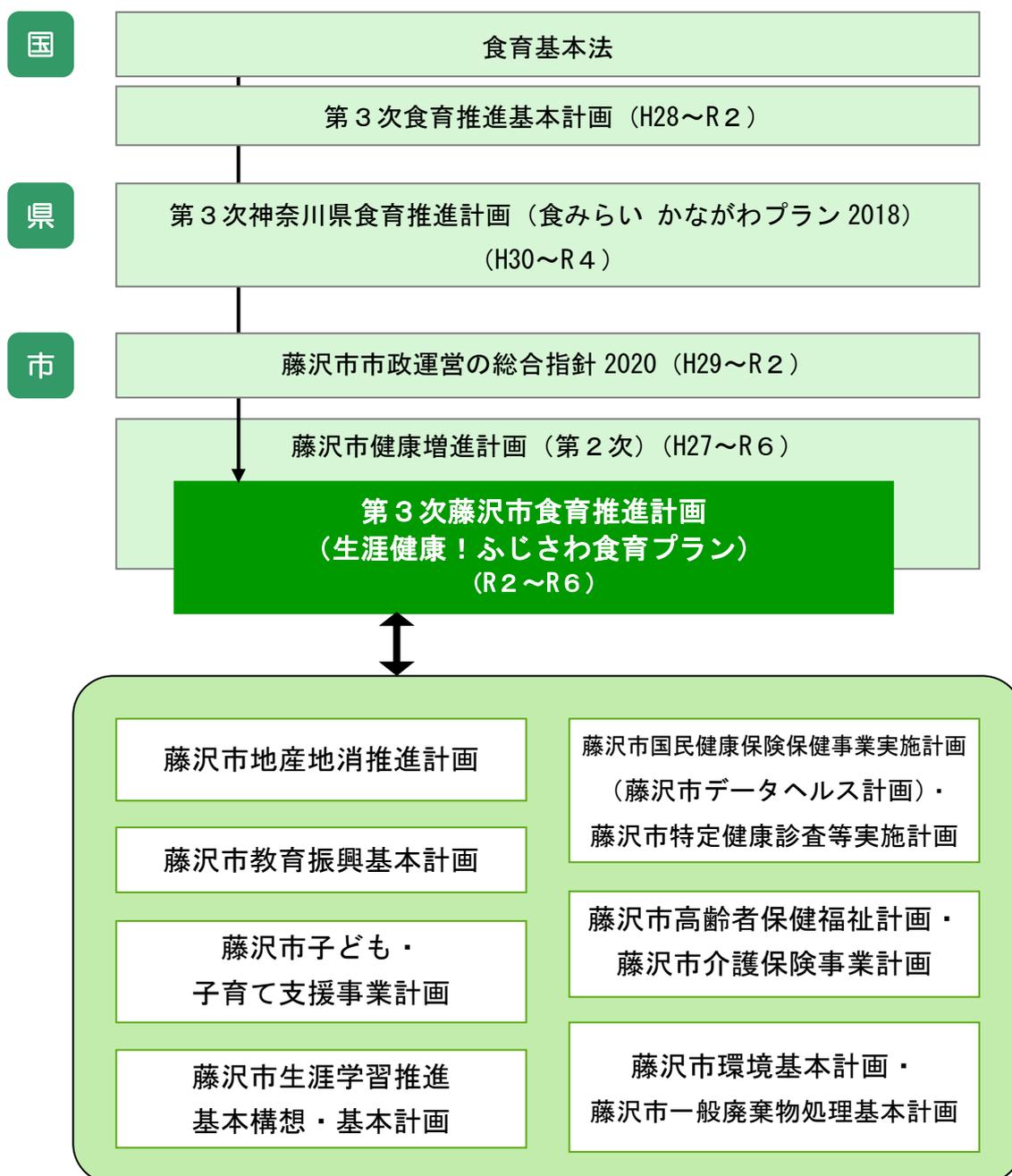
○食育の日・食育月間

国では、国民運動として「食育」を推進するため、食育推進基本計画（平成 18 年 3 月策定）において、毎月 19 日を食育の日、6 月を食育月間と定め、PR に努めています。

本市では、食育月間に合わせて、広報による周知、食育講演会の開催、保育園や学校給食での食育をテーマにした給食の提供など、食育の普及活動を推進しています。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、食育基本法の基本理念を踏まえ、同法第 18 条に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。
- (2) 藤沢市健康増進計画（第 2 次）の「栄養・食生活」部分を担う計画とします。
- (3) 市の関連計画と整合性を図りながら進めていきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

これは、藤沢市健康増進計画（第2次）の計画期間が平成27年度から令和6年度の10年間であり、計画の評価及び内容について整合性を図るものです。

ただし、社会情勢の変化等状況に大きな変化が生じた場合には、必要な見直しを行います。

藤沢市食育推進計画 2009 (H21) ~2013 (H25)	第2次藤沢市食育推進計画 2014 (H26) ~2019 (H31・R1)	第3次藤沢市食育推進計画 2020 (R2) ~2024 (R6)
藤沢市健康増進計画 2010 (H22) ~2014 (H26)	藤沢市健康増進計画（第2次） 2015 (H27) ~2024 (R6)	

4 推進体制

健康で元気に暮らすためには、全てのライフステージにおいて、市民一人ひとりが自ら健全な食生活を実践することが重要であり、家庭は健全な食生活習慣を身につけるための基礎を育む大切な場です。

地域においては、市民の取組を支援するため、教育機関、生産者、医療機関、ボランティア等の関係機関や行政が、それぞれの特性を生かしながら主体的に普及活動や環境整備を行うことで、食育を総合的かつ計画的に推進していきます。

《関係機関等の役割》

保健医療福祉関係機関

(藤沢市医師会、藤沢市歯科医師会 等)

保健・医療・福祉等の専門家として、様々な機会を通して情報提供や啓発を行うことで、市民の健全な食生活の実践を支援する役割を担います。

農業協同組合、技能職団体連絡協議会、食品流通販売企業 等

生産者や食品関連事業者は、食料の生産から消費までの食の循環や環境について、安全な農水産物の提供や農水産業の体験や情報の提供等、市民の関心や理解を深めるための取組等の役割が期待されます。

企業 等

職場等では、健診受診や健康づくり、生活習慣病予防の推進、食堂でのヘルシーメニュー提供等、働く人々やその家族の健康管理や食環境の整備が期待されます。

教育機関 等

(幼稚園、保育所、学校、大学 等)

乳幼児～大学生における食育を推進するため、家庭、地域と連携を図りながら、園児、児童、生徒等が自ら健全な食生活を実践できる力を育む役割を担います。

食育推進関連団体

(藤沢栄養士の会さつき会、藤沢市食生活改善推進団体四ツ葉会、食サポーター等)

地域において、食育事業やイベント等を行い、バランスの良い食生活の知識や調理技術、地産地消や食品ロス削減、食文化の伝承等、食育の実践につなげる役割を担います。

行政

本市は、本計画の進捗管理を行うとともに、市の特性に応じた食育施策を実施する役割があります。関係機関等と協力・連携を図り、情報や目的を共有しながら、食育を推進していきます。

《地域で食育に関わる団体の取組》

○藤沢栄養士の会 さつき会

さつき会は、日本栄養士会に所属し、主に市内で活動している栄養士の会です。クリニック、保健センター、料理教室講師、福祉施設、給食施設等、会員の仕事は様々です。現在は市民の健康増進に向け、定期的に食育活動を行っています。



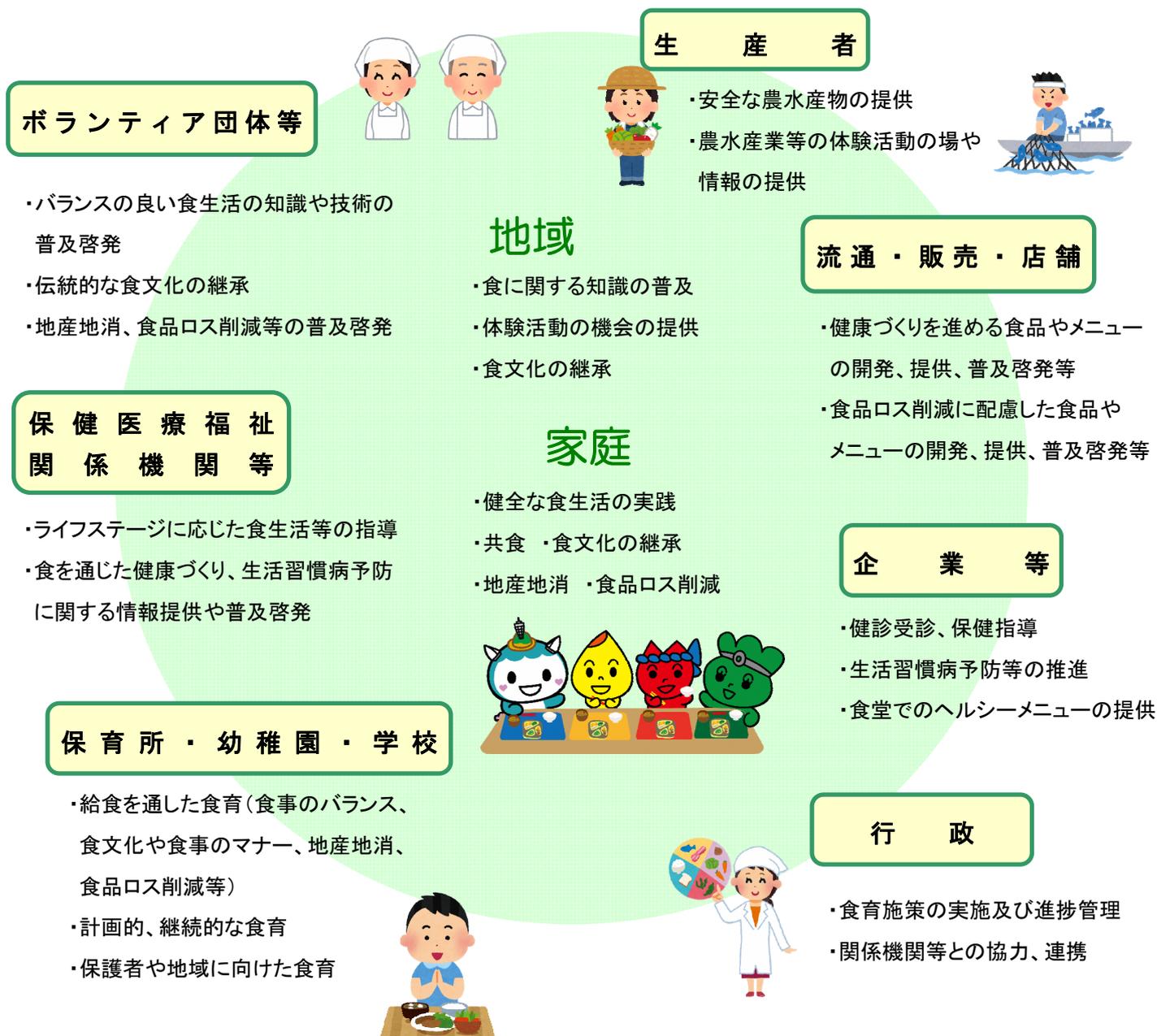
○藤沢市食生活改善推進団体 四ツ葉会

食生活改善推進員とは、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う人達です。全国組織のボランティアで、それぞれの地域で活動を進めています。

本市では、養成講座修了後、藤沢市食生活改善推進団体四ツ葉会として、公民館を拠点に活動しています。子どもから高齢者まで幅広い年代を対象に、生活習慣病予防、地産地消等、多様なテーマで地域における食生活改善や健康づくりのサポートをしています。



《食育の推進体制イメージ図》



5 進捗管理

本計画の進捗管理として、藤沢市食育推進会議において、取組の進捗状況を把握・評価し、より効果的な施策展開について検討します。

藤沢市食育推進会議

保健・医療関係者、保育・教育関係者、生産者、食品関連事業者、市民、行政等、食に関わる様々な関係機関で構成する会議です。この会議では、本市の食育に関する施策を総合的に推進するために協議を行うほか、計画の進捗状況の把握・評価を行います。また、関係機関同士が連携することにより、市民運動として食育を推進します。